

青森県報

第千二十五号

令和八年
二月六日
(金曜日)

目次

告示

- 青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる図書類の指定…………… (県民活躍推進課) ……
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定…………… (福祉課) ……
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定…………… (同) ……
 - 保安林の指定予定…………… (林政課) ……
 - 青森県庁舎等清掃業務の委託に係る一般競争入札…………… (財産管理課) ……
- 人事委員会
- 人事委員会規則七―一一一(特勤勤務手当等)の一部を改正する規則…………… (事務局) ……

告示

青森県告示第六十一号

青森県青少年健全育成条例(昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号)第十二条第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。

令和八年二月六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定番号	種別	名 称	発行者(製作者)名	該当条項
二三七四	書籍	欲望バンドラ ISBN九七八―四―八二三六―〇八九四―〇	株式会社ジオーテイ	第十二条第一項第一号
二三七五		ハメられた未亡人は PTAを許さない ISBN九七八―四―五九二―一六三八九―三	株式会社白泉社	
二三七六		芸能美女超絶ハプニング 全部見せ傑作選 ISBN九七八―四―八六七―四九四七―八	株式会社ブレインハウス	

青森県告示第六十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関(精神通院医療)がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

令和八年二月六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	指定辞退年月日
訪問看護リハビリセンター ぶらっと	青森市松森三丁目一七の五七の一	令和 七・九・三〇
サワカミ薬局相坂店	十和田市大字相坂字小林八三の八	七・三・二九
おいらせ調剤薬局	上北郡おいらせ町上明堂九	八・一・三三

青森県告示第六十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和八年二月六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	指 定 日
三戸町国民健康保険三戸中央病院	三戸郡三戸町大字川守田字沖中九の一	令和 八・三・一
おいらせ調剤薬局	上北郡おいらせ町上明堂九	〃
訪問看護ステーションほのか	弘前市大字泉野五丁目六の七	〃

青森県告示第六十四号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

令和八年二月六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 保安林予定森林の所在場所
三戸郡三戸町大字貝守字南大平六八の一（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係

る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び三戸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

青森県庁舎等清掃業務の委託に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

令和八年二月六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる業務の委託

- 1 業務名 県庁舎等清掃業務
 - 2 業務内容 入札説明書による
 - 3 業務期間 令和八年四月一日から令和十一年三月三十一日までの三年間とし、四月一日から翌年三月三十一日までを一事業年度とする。（ただし、この契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、この期間の中途において当該契約を解除することがある。）
 - 4 業務場所 青森県庁舎（青森市長島一丁目の一、新町二丁目四の三〇）ほか
- 二 入札に参加する者に必要な資格
- 1 地方自治法施行令第六十七条の四に規定する者に該当しない者であること。
 - 2 青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号。以下「財務規則」という。）第二百二十八条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
 - 3 令和七年二月十日青森県告示第六十号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、建物の清掃作業の委託の契約についてAの等級に格付された者であること。

- 4 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百二十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、入札書の提出期限の日から開札までの間に受けていない者であること。
 - 5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であつて、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。
 - 6 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第十二条の二第一項第一号又は第八号の事業に係る都道府県知事の登録を受けていること。
- 三 入札書の提出場所等
- 1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
青森市長島一丁目の一
青森県財務部財産管理課財産管理グループ
電話 ○一七―七三四―九〇九五
 - 2 入札書の提出期限
令和八年三月十九日 午後五時
 - 3 開札の場所及び日時
青森市長島一丁目の一
青森県庁舎南棟一階会計管理課入札室
令和八年三月二十四日 午後三時
 - 4 入札保証金及び契約保証金に関する事項
財務規則第三百三十二条、第三百三十三条及び第五百九十九条の規定による。
 - 5 契約書の取り交わしの時期
令和八年四月一日
 - 6 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約

の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と
の契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不
適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した
他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とするところがある。

七 その他

- 1 この入札に係る委託業務は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の
特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の適用を受ける。
- 2 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 3 入札者に求められる義務
入札への参加を希望する者は、必要な証明書を入札書の提出期限までに青森県
財務部財産管理課長に提出しなければならず、また、開札日の前日までに当該証
明書の内容に関する説明を求められた場合には、これに応じなければならない。
- 4 入札の無効
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違
反した入札は、無効とする。
- 5 入札書の記載方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当
する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り
捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、契約期間の見積の総額
のうち一事業年度分の金額の百十分の百に相当する金額を入札書に記載するこ
と。
- 6 入札手続の停止等
令和八年度青森県一般会計予算が成立しないときは、本件入札の手続について
停止等の措置を行うことがある。

SUMMARY

I Service to be required:
Cleaning of Aomori Prefectural
Office Building

2 Fulfillment period:

From April 1, 2026 through March 31, 2029

3 Time limit for tender:

5:00 p. m. March 19, 2026

4 Contact point for the notice:

Property Management Division
Department of Financial Affairs
Aomori Prefectural Government
1-1-1 Nagashima
Aomori City, Aomori 030-8570
JAPAN
TEL 017-734-9095

人 事 委 員 会

人事委員会規則七―一一(特地勤務手当等)の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年二月六日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則七―一一(特地勤務手当等)の一部を改正する規則

人事委員会規則七―一一(特地勤務手当等)の一部を次のように改正する。

第三条中「に、別表第一」を「の合計額に、次の各号に掲げる特地公署」に、「次」を「当該各号」に改め、「(その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額合計額に百分の十二を乗じて得た額を超えるときは、当該額)」及び

- 「六級地 百分の十二
 - 五級地 百分の十
 - 四級地 百分の八
 - 三級地 百分の六
 - 二級地 百分の四
 - 一級地 百分の二」
- を削り、同項に次の各号を加える。

- 一 六級地 百分の十二
- 二 五級地 百分の十
- 三 四級地 百分の八
- 四 三級地 百分の六
- 五 二級地 百分の四
- 六 一級地 百分の二

第三条に次の一項を加える。

2 前項の特地公署の級別区分は、別表第一に定めるとおりとする。
第五条第一項及び第二項を削り、同条第三項第一号を削り、同項第二号中「第一項各号に掲げる者であつた者から人事交流等により引き続き」を「新たに」に、「なり、又は公益的法人等派遣法第十条第一項の規定により採用され」を「なつて」に改め、同号を同項第一号とし、同項に次の三号を加える。

二 新たに給料表の適用を受ける職員となつた者で、新たに給料表の適用を受けることとなつた日(以下「適用日」という。)の前日に在勤していた公署に引き続き在勤することとなつた職員のうち、当該適用日前から引き続き勤務していたものとした場合に、条例第十一条の三第二項に規定する新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなつた公署に在勤する職員で、指定日前三年以内に当該公署に異動したこと又は新たに給料表の適用を受ける職員となつて当該公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転したものとなるもの(次号に掲げるものを除く。)

三 新たに給料表の適用を受ける職員となつた者で、適用日の前日に条例第十一条の三第一項又は第二項の規定による特地勤務手当に準ずる手当を支給されていた

ものうち、当該適用日前から引き続き勤務していたものとした場合に、これらの項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備することとなるもの。

四 前三号に掲げるもののほか、前三号に規定する職員との権衡上必要がある職員として人事委員会が定めるもの

第五条第三項を同条第一項とし、同条第四項第一号中「第一項各号に掲げる者であつた者から人事交流等により引き続き」を「新たに」に改め、「又は前項第一号に規定する職員」を削り、「当該職員が給料表の適用を受けることとなつた日又は公益的法人等派遣法第十条第一項の規定により採用された日」を「適用日」に改め、同項第三号中「前項第二号」を「前項第一号」に、「当該職員の給料表の適用を受けることとなつた日又は公益的法人等派遣法第十条第一項の規定により採用された日」を「適用日」に、「その日」を「当該適用日」に改め、同項に次の三号を加える。

四 前項第二号に規定する職員 適用日前から給料表の適用を受ける職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

五 前項第三号に規定する職員 適用日前から給料表の適用を受ける職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条又はこの項の規定により当該適用日以降支給されることとなる期間及び額

六 前項第四号に規定する職員 別に人事委員会が定める期間及び額
第五条第四項を同条第二項とする。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事委員会規則七一一一(特地勤務手当等)(以下「改正後の規則」という。)の規定は、令和七年四月一日から適用する。

(定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置)

2 改正後の規則第五条第一項第一号の規定は、令和七年四月一日以後に地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二条の四第一項又は職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例(令和四年十月青森県条例第三十八号)附則第八項、第九項、第十三項若しくは第十四項の規定(以下「法第二十二条の四第一項

等の規定」という。)による採用をされた同法第二十二条の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(次項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)及び同条例附則第二十六項に規定する暫定再任用職員(次項において「暫定再任用職員」という。)について適用する。

3 改正後の規則第五条第一項第二号の規定は、令和七年四月一日以後に法第二十二条の四第一項等の規定による採用をされ、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、同号の規定する異動をした日又は当該職員が新たに給料表の適用を受けることとなつた日が令和七年四月一日以後である定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。

4 改正後の規則第五条第一項第三号の規定は、令和七年四月一日以後に法第二十二条の四第一項等の規定による採用をされ、当該採用の日の前日に支給されていた特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備するに至つた日が令和七年四月一日以後である場合について適用する。

(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第四項の規定の適用を受ける職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置)

5 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和七年十二月青森県条例第五十八号)附則第四項の規定の適用を受ける職員に対する改正後の規則第五条第二項の適用については、同項第一号中「期間」とあるのは、「期間のうち令和七年四月一日以後の期間」とする。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚三付二十一円七十銭